

教育委員会会議録

(定例会)

平成29年12月26日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---|---|-----------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成29年12月26日(火) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後1時30分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | | 委 員 | 平 澤 奈 古 |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 |
| 5 | 欠 | 席 | 委 員 | 武 田 ちあき |
| 6 | 議 | 場 | に出席した者 | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 |
| | | | 管理部参事兼教育総務課長 | 西 林 正 文 |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 渡 邊 祐 子 |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 大 竹 実 |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 千 葉 裕 |
| 7 | 会 | 議 | 録署名委員 | 石 田 有 世 |

8 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

いらっしゃいません。

細田教育長

本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。
本日の会議に、議案第136号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。
議案第136号は人事に係る案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げます。議案は非公開といたします。

報告第14号 学力向上ポートフォリオについて

細田教育長

それでは、報告第14号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

本日は、『学力向上ポートフォリオ』の作成について、報告いたします。

まず現状ですが、全国学力・学習状況調査の後に分析・活用シートを各学校から提出していただくとともに、学びの向上シート（児童生徒個人票）というものを市の学習状況調査の際に個人に返却しています。学びの向上シートとは、一人ひとりの子どもたちの成果や課題等が書き記してあるものです。これらを、本年度から学校や子どもたちの成長を支えるシステムづくりの一環として書き換えるため、提案させていただくものです。具体的には、今まで全国学力・学習状況調査が終わった後に提出していただいていた分析・活用シートを、「学力向上ポートフォリオ（学校版）」として年度末に自校の学力向上策を書き記し、全校から提出していただきます。そして、継続性をポイントとしておりますので、3月に提出したものを4月からの新年度も踏襲し生かしていく、つまり、校長が変わっても、その学校の学力向上策は継続性をもっていくということです。併せて、子どもたちに返却していた学びの向上シートを「学力向上ポートフォリオ（児童生徒

版)」と銘打ち、通知表と同じように家庭で保管し、お子さんを励ましていただく資料にするというものです。そして、「学力向上ポートフォリオ（学校版）」の一番大きな特徴ですが、これを来年度から校務用端末にすべて掲載し、各校の取組を学校間で共有できるようにします。さらに各学校のウェブページに掲載することで、学校と保護者と地域で、自分の地域の学校の学力向上策を共有できるようにし、協働して目の前の子どもたちの学力を向上させていきます。ちなみに、私たちが調べたところ、このように全校の学力向上策をウェブページに掲載しているような自治体は見当たりませんでした。以上でございます。

細田教育長 何かありますか。

大谷委員 各学校の学力向上策については、「基礎学力を高めます」、「考える力を身に付けます」というものではなく、具体的な取組を挙げてもらいたいと思います。

細田教育長 大谷委員のおっしゃるように、「この学校の子どもたちにこういう力をつけたい」という具現化したものを学校の中で議論して出してもらいたいと学校へは指導しています。

また、教育研究所の方で具体的な検討に入っていますが、校種、学年によって、その教科のなかでどのような力を具体的につけたらよいのかということをお我々が共通理解できるような方向を示そうと考えています。

野上委員 ドイツでは、3割の子どもたちが授業が難しくてわからない、また反対に易しくて面白くないという状況があり、授業がわからないなら進級をさせないという落第制度を作ったといわれています。せっかくポートフォリオを作るのであれば、授業が難しすぎてわからないという子どもたちと、易しすぎてモチベーションを落としている子どもたちに向けた各々の方針を考えてもらえると良いと思います。

教育研究所長 貴重な御意見ありがとうございます。今おっしゃっていたように、今までは抽象的な部分があったと思います。現在、学校のウェブページで学力向上について発信している学校は8校しかありません。つまり、学力向上策が抽象的なところで留まっている感があります。全校の学力向上策を、より具体的にしていくことが大切だと考えておりますので、今まで以上に学校へ指導していきたいと考えています。

170といった高い成績率になることは想定できないことから、市立小・中・特別支援学校の教職員と同様の考え方で、実態に合わせた成績率の上限に改正するものでございます。規則の一部を改正する規則第2条の規定ですが、平成30年度以降の勤勉手当の成績率の上限をそれぞれ定めたものです。

別紙資料2を御覧ください。

現行と改正後の勤勉手当の成績率について、校種別、職種別、勤務成績別にそれぞれ整理した資料です。例えば、左上の1段目の表について申し上げていきますと、これは市立小・中・特別支援学校の一般の教職員になりますが、現行の成績率では100分の85、改正後の平成29年12月期が0.1月引き上げて100分の95、平成30年6月期以降が現行より0.05月引き上げて100分の90となっております。3段目以下の表につきましては、市立高等学校の教職員の成績率になりますが、先ほど説明させていただきました改正前の100分の170のような高い成績率にならないことが確認できるかと思えます。高等学校も同じように、0.1月、0.05月の引き上げにより、成績率が100分の85、100分の95、100分の90と改正されていきます。

最後に附則の説明でありますが、まず、施行期日につきましては、公布の日から施行となります。ただし、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日からの施行となります。

次に適用ですが、第1条の規定のうち、改正後の規則第6条の規定は、平成29年6月1日からの適用、改正後の規則第24条の規定は、平成29年12月1日からの適用となります。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

大谷委員

説明にもありましたが数字だけを見ますと、100分の170が100分の95になる等激変しているところがありますが、トラブル等は生じないのですか。

教職員人事課長

先ほど申し上げたとおり100分の170については国のものをベースに県で定めていたものでした。実際に高等学校の教職員につきましては、100分の85ということでしたので、それが0.1月上がり100分の95になりますので、結果としては増えている形で問題はありません。

大谷委員

小・中・高等学校のうち、高等学校の教職員が優遇されている等がありますか。

教職員人事課長 ともに0. 1月分の引き上げということで差はありません。

細田教育長 それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第133号は原案のとおり可決されました。

議案第134号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きます。議案第134号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 「教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則」につきまして、御説明させていただきます。

本規則案は、失業者の退職手当に関する様式について、国にならい所要の改正を行うものです。

失業者の退職手当につきましては、求職中に公共職業安定所が指定する職業訓練を受ける場合と遠隔地等への就職が決まった場合に要する、交通費や転居費用を支給対象とするものです。これを移転費と言いますが、この移転費について、これまでは就職による転居費用は、公共職業安定所の紹介による場合にのみ限定されておりましたが、7月に公布しました教職員退職手当条例の改正により、平成30年1月1日より、特定地方公共団体や職業紹介事業者の紹介による就職も対象に加わりました。

そこで、今回の規則改正では、国にならい、移転費の申請にかかる様式に、就職先を紹介された職業紹介事業者等の名称と所在地の欄を追加するものです。施行期日につきましては、平成30年1月1日とするものです。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

野上委員 教職員の失業者とはどのような人をいうのですか。また、その失業者に何を支給するのですか。

教職員人事課長 失業者の対象に該当するのは、例えば、懲戒免職を受けた者、臨時的任用教員で任用期間が終わった者等でございます。

副教育長 公務員は身分保障がされているので失業保険に加入していませんが、もらった退職金の額が雇用保険法による失業等給付の額を下回る場合にその差額分を支給するというものです。

細田教育長 それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第134号は原案のとおり可決されました。

議案第135号 平成30年度全国学力・学習状況調査について

細田教育長 続きまして、議案第135号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長 平成30年度全国学力・学習状況調査について、説明いたします。
平成30年度調査につきまして、1「調査の目的」2「調査の対象」は本年度と同様です。調査の目的のうち「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ということについては、我々が最も重視しております。また、調査の対象は小学校6年生と中学校3年生、これには特別支援学校の小学部6年生と中学部3年生も含まれますが、12月21日現在のところ該当の児童、生徒はいません。

平成30年度の調査事項について、教科に関する調査では小学校、中学校とも国語、算数・数学は今までどおりですが、3年に一度行われる理科が加わります。理科が3年に一度行われるということに関しましては、平成23年度以降の全国的な学力調査のあり方に関する検討のまとめというものを国が出してしまして、理科を実施する場合の実施頻度については、児童、生徒や学校の負担増を懸念する意見に配慮し、3年に一度程度とすることが妥当と考えられるという見解を示してしまして、それに則り、平成30年度に理科の調査を実施します。

国語、算数・数学につきましては、それぞれ、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題が出題されます。理科につきましては、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問う問題が出題されます。

「質問紙調査」は学習意欲、学習方法、学習環境、生活面等に関する調査でございます。「質問紙調査」につきましては、現在、質問項目の整理・精選を検討しているとのこと。また、「学校に対する質問紙調査」は100を超える質問に学校が答えることになっていま

すが、内容が若干精査されるものの、平成30年度も行うということです。「中学校の英語予備調査」は、平成31年度の中学校調査における英語調査の確実かつ円滑な実施のための調査で、こちらは全国で136校の抽出で行われます。本市でも2校抽出するよう、国から指示がありました。抽出校の条件としては、9学級以上あること、特別支援学級が設置されていることとなっています。

調査実施日につきましては、平成30年4月17日です。さいたま市といたしましては、本調査に「参加する」と提案させていただきます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしく願います。

大谷委員

これは意見ですが、調査に参加し、その後どのように指導方法を工夫、改善していくか、調査の結果をどう生かすかが大事だと思います。指導方法の工夫、改善が子どもたちの成長へつながることの確認がなされるべきだと思っていますので、各学校では調査結果を真剣に受け止め、校長のリーダーシップのもと職員の共通理解を図り、これまでの指導のあり方を見直し、各学校に応じた具体的な学力向上策に取り組んでもらいたいと思います。

細田教育長

それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第135号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入れ替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

<事務局入れ替え>

議案第136号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉

会

午後 2 時 1 2 分